

令和 5 年度（第 1 回） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会 議事要旨

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 1 日（木）15：00～17：30

2. 開催場所 JESCO 本社 5 階会議室及び WEB（各所）

3. 出席者

検討委員：永田委員長、酒井委員、益永委員、松藤委員、若松委員（以上、対面出席）、伊規須委員、岡田委員、川本委員、東委員（以上、WEB 出席）

オブザーバー：環境省、経済産業省、厚生労働省、総務省、北九州市、愛知県、豊田市、東京都、大阪市、北海道、室蘭市、日本精機株式会社、
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（すべて WEB 出席）

4. 議題/議事（公開）

【開会挨拶】

開会に際して、JESCO 小林社長より挨拶があった。

新型コロナの感染法上の扱いが 5 月より変更になったが、JESCO としては引き続き感染対策を進めていく。PCB 処理事業については、環境と安全を第一に事業を進めており、昨年度は大きなトラブルもなく事業を進めることができた。解体撤去については進捗を報告するとともに、解体撤去実施マニュアルの一部改訂について審議をお願いしたい。作業安全衛生部会、技術部会報告の取りまとめについても審議を予定している。

【議題（主なご意見）】

(1) 掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況 （資料 1）

- 1 頁にある代執行案件について具体的に説明をしてほしい。
 - 代執行案件 4 件は大阪 2 件、豊田 2 件であり、そのうち 3 件は保管事業者が不存在。残り 1 件は自治体から改善命令が出されたが対応されず代執行となるものである。
- 事業終盤で、代執行案件は増える傾向か。
 - 北九州エリアの変圧器・コンデンサー等に関しては中小企業向けの軽減制度の対象外となったが、現時点では代執行に至る件数は多くない。一般論として、終盤では手続きが難航する傾向にあるので、代執行案件は増える可能性がある。
- 2 頁について、大阪では新規案件が 10 件/月程度とあるが減少傾向にないのか。また、広報活動などの対応を行っているのか。
 - 今のところ 10 件/月程度の発見が続いている。広報活動については、自治体では広報誌やホームページなどで周知されている。JESCO としてもそれと足並みをそろえて取り組んでいきたい。
- 図 1 と図 2 について北九州と他のエリアの比較で、図 3 について北九州と北海道の比較で説明してほしい。図 1、図 3 について北九州の新規案件がない期間について注釈が必要ではないか。
 - 図 1 の北九州については、計画的処理完了期限後に期限後物の扱いとなったので

新規登録がない期間が4年ほどあった。その後、令和4年8月以降、登録を再開したので一時的に件数が増えたが、現在は5件/月程度。図2の令和4年度以降の件数と比較しても大差はない。図3の北九州において令和3年3月末に件数が上昇しているのは、保管事業者が法律を守ろうとした行動ととれる。北海道では、処分期間末が令和5年3月ということで緩やかに件数が上昇している。処分期間直後は、どちらも件数が大きく減少している。注釈については記載する。

(2) 各部会・監視委員会等の取組状況について (資料2)

(3) 各 PCB 処理事業の進捗状況について (令和4年度末) (資料3)

- 資料3別紙1の3頁で東京の雨水のモニタリング結果でダイオキシンの数値が環境基準を超えているが、どう評価すればよいか。また、豊田は雨水の項目がないが、各事業所で測定項目はどう選んでいるのか。
 - 東京においてダイオキシンについては、風向きによって近隣の施設の影響を受けると考えられ、注視している。過去にも風向きによって比較的高めの値が出たこともあり、東京都や当該企業にもそのことを伝えてある。
 - 測定項目は地元と調整して決めており、豊田では雨水のみでのモニタリングは対象となっていない。
- 資料3の8～9頁の血中 PCB 濃度について、生物学的許容値が25ng/gであり、令和元年以降超過者がいないとの説明があった。一方、過去に60ng/gの作業員もいるが、この数値の危険性は如何が。危ないということではなくて、少し注意をすればいい程度と考えるのか。
 - 25ng/gという数値は悪影響が出ないという許容値であるが、安全サイドで設定されたものである。当時は、高い数値が出ていた作業員もいたが、この値を守れるよう、数値が高くなる傾向のある作業員は配置転換などの対応を、現在も行っている。
- 資料3の18頁の表12の表記で重量の単位をkgでなくtonに変更したらどうか。また、解体撤去物について、除去分別、所内処理による施設での分解量の実績も整理しておいてほしい。
 - 了解した。両者とも対応する。
- 資料3の5頁の図で見ると、操業頻度が事業所によってかなり異なっている。処理対象物の量が減ってきているなかで、それぞれの事業所がどのような思想・考えで操業を行っているのかを整理してほしい。
 - 対応を検討する。

(4) 今後の JESCO における PCB 廃棄物処理量について (資料4)

- 別紙の表の処理量の欄について、資料3の処理量の数字との整合性の確認をしていただきたい。
 - 数値の整合性を取るように見直す。

(5) JESCO 施設における「長期保全計画」の取組状況について (令和4年度) (資料5)

- 全体に処理量が減少しているなかで、操業との関係を明確にし、安全操業を重視しながらも経費の軽減を意識した維持管理の方法について考えなくてはならない。保全計画は解体撤去の計画も考慮して立てているはずなので、その点を含めて、上記のことをより明確にした形にして示してほしい。
- 記載内容や表現等を工夫する。

(6) JESCO 高濃度 PCB 廃棄物処理施設解体撤去の進捗状況について (資料 6)

- 10 頁の除去分別において、洗浄・拭取りによって完全に PCB は除去されたと考えてよいか。
- それを目指す、PCB が全く残らなくなることは難しく、低濃度 PCB となるものは残る。無害化認定施設で処理できるレベルとなるよう、各事業所はそれぞれそのような作業を行うこととなる。
- 手続書類について、事業部会や監視委員会に諮る各書類の題名は決定されている。その題名によって何が記載されているかを判断でき、また解体撤去の作業が、どの段階まで来ているかを知ることができる。したがって、各事業所ではこうした書類の題名を変更しないようにすること。特段のことがあれば、副題で対処すること。
- 了解した。

(7) 解体撤去実施マニュアル・資料集の改訂について (資料 7)

- 内容についてはこれでよいと考える。改訂の経緯をしっかりと示すなど、体裁について委員長と事務局において修正を行い、修正後公表するという手続きで進めていきたいがどうか。
- 異議なし。

(8) 内部技術評価の実施について (資料 8)

- 内部技術評価については、8 月からの実施なので、こういうところを内部技術評価で見てほしいとの要望等、何かあれば事務局へ連絡をお願いする。

(9) 報告書のとりまとめについて (資料 9-1～9-4)

- ① 作業安全衛生の取組に係る報告書
 - 報告書は PCB 曝露状況について、改善した要因についての分析も行い、有益なものと考えている。また、対象の PCB に係る作業安全衛生は比較的特徴のある業務なので、国際的にも広報できるよう、英文化も考慮する。
 - ② 処理困難物に対する取組に係る報告書
 - 処理困難物の処理について、モニタリングも含めて記録を残した。技術的には 3 技術で特許をとり、その他の技術も含めて、解体撤去事業への展開も行っている。
- 【両者に対して】
- 報告書については、各委員に内容を精査していただき、ご意見があれば 6 月 15 日までに事務局に連絡いただきたい。その内容については、委員長が事務局や部会主査とも

相談して検討し、6月中か7月の初めまでには公表したい。

5. 事務局からの連絡事項

次回の委員会の日程は委員長と相談の上、改めて連絡する。

本日の議事要旨は委員方の確認を経て、ホームページに公開する。

以上